

大内東小学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針に、「真岡市立大内東小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

■ いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。
- いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に十分に理解できるようにする。
- いじめの防止等の対策は、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

■ いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 学校の教育活動全体を通じて豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合える態度などを育成する。
- 児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域住民、家庭と連携して児童を見守る。
- いじめられた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応をする。
- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域、家庭が組織的に連携した対策を推進する。
- 連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの定義及び認識について

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※1）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（※2）をいう。
(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

※1 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。

※2 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。なお、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことから、状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能となる。

3 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け全校体制で組織的に対応する。
- いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、事案対処に関する具体的対応力の向上を図る。

4 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うようにする。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 学校教育活動全体を通して、いじめに向かわない態度・能力の育成等の「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりに努める。

5 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識すること。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さない。
- 定期的にアンケート調査、教育相談（個人面談）を実施し、情報収集を行うとともに、気になる児童や事象に対しては、早急に背景の調査を行うなど、迅速に対処する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、情報の共有を図り、組織的に対応する。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知する。

6 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通し、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。さらに、いじめの「解消」の定義を明確化し、いじめが解消に至るまで支援の継続を徹底する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導していく。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。